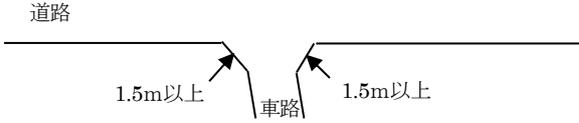
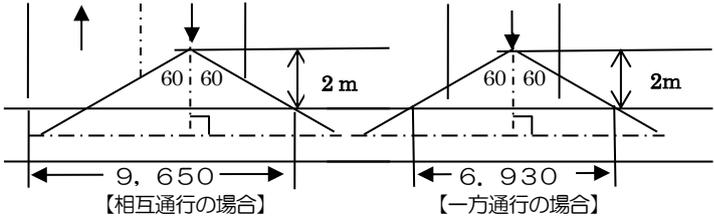
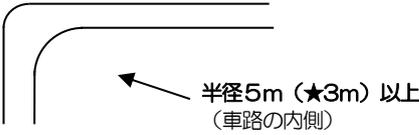


<p>出口・入口 施行令第7条</p>	<p>所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分</p> <p>(6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分</p> <p>(7) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分</p> <p>(8) 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)</p> <p>(9) 橋</p> <p>(10) 幅員が6m未満の道路</p> <p>(11) 縦断勾配が10%を超える道路</p> <p>※ 令第7条2項により国土交通大臣が認める場合の緩和規定あり</p> <p>2 前面道路が2つ以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。</p> <p>3 駐車のために供する部分の面積が6,000m²以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。</p>  <p>※ 前面道路に中央分離帯等がある場合は、この限りではない</p> <p>4 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。</p>  <p>5 出口の構造は、当該出口から2m(★1.3m)後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。</p> 	<p>合・否</p>	
<p>車路 施行令第8条 基準法第2条第1号</p>	<p>1 自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。</p> <p>2 幅員は、5.5m(★3.5m)以上、一方通行の場合は、3.5m(★2.25m)(当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては2.75m(★1.75m))以上であること。</p> <p>3 はり下の高さは、2.3m以上であること。(建築物の場合)</p> <p>4 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、5m(★3m)以上の内のり半径で回転できる構造であること。</p> <p>(建築物の場合)</p>  <p>5 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。(建築物の場合)</p> <p>6 傾斜部の縦断勾配は、粗面または滑りにくい材料で仕上げること。(建築物の場合)</p>	<p>合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否</p> <p>合・否</p>	

車室の高さ 施行令第9条	<p>駐車スペースにおけるはり下の高さ2.1m以上。 (建築物の場合)</p> 	合・否	
避難階段 施行令第10条	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段またはこれに代る設備を設ける。(建築物の場合)</p>	合・否	
防火区画 施行令第11条	<p>給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。(建築物の場合)</p>	合・否	
換気装置 施行令第12条	<p>内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし、窓その他開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であればよい。(建築物の場合)</p>	合・否	
照明装置 施行令第13条	<p>車路の路面10ルクス以上、駐車部分の床面2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。(建築物の場合)</p>	合・否	
警報装置 施行令第14条	<p>自動車の出入および道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。(建築物の場合)</p>	合・否	
特殊の装置 施行令第15条	<p>予想しない特殊な装置をつける場合は、国土交通大臣の認定が必要。 ※この節(第2章第1節構造及び設備の基準)の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。</p>	合・否	
供用時間・駐車 料金の明示 施行令第17条	<p>利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。</p>	合・否	
駐車ますの 寸法 道路構造令解説	<p>駐車ますは、奥行5.0m以上、幅2.3m以上(標準2.5m) ※ 特定路外駐車場(バリアフリー新法第2条)の場合は、幅3.5m以上(1ます以上) ※ 附置義務駐車施設(駐車場法第20条及び第20条の2)の場合は、各自治体の条例で規定した寸法とする。</p>	合・否	

★の数値について

出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分(駒止等により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る)

車路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分である。